

特定事業者（再商品化義務者）

1 特定事業者

容器包装リサイクル法では、再商品化の義務を負う事業者を「特定事業者」といい、次の3つの類型に分けられます。

特定事業者の類型	意 義
特定容器利用事業者	販売する商品を、特定容器に入れて販売する事業者
特定容器製造等事業者	特定容器の製造等を行う事業者
特定包装利用事業者	販売する商品を、特定包装で包んで販売する事業者

（注）上記には、いずれも輸入業者を含むこととされています。また、他の者に委託した者も含むこととされています。

（参考）酒類業界における特定事業者の類型について

- ・ 酒類を容器に詰めて販売している酒類製造業者及び酒類販売業者は、その容器について特定容器利用事業者に該当。
- ・ 外国から酒類を輸入し販売している酒類販売業者は、輸入した酒類の容器について特定容器利用事業者及び特定容器製造等事業者に該当。
- ・ 酒類を化粧箱、レジ袋等の容器に入れて販売する酒類販売業者は、その酒類を入れた化粧箱、レジ袋等の容器について特定容器利用事業者に該当。
- ・ 酒類を包装紙等で包んで販売する酒類販売業者は、その包装紙等について特定包装利用事業者に該当。
- ・ 他の者から酒類を仕入れ(輸入を除く。)、新たに容器や包装を用いずにそのまま販売する酒類販売業者は、いずれにも該当しません。

次に掲げる事業者は、容器包装リサイクル法における特定事業者の再商品化の義務を負わないこととされています。

	会 社 ・ 個 人 ・ 組 合 等			民法第 34 条に規定する法人、学校法人、宗教法人等
	製 造 業 等	卸 売 業	小売業・サービス業	
常時使用する従業員の数	20 人以下	5 人以下		20 人以下
すべての事業の売上高の総額	かつ 2億4千万円以下	かつ 7千万円以下		かつ 2億4千万円以下